

○建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和四十七年建設省告示第三百五十二号）の一部を改正する告示案新旧対照条文
（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
左官工事業	大工工事業	(略)	左官工事業	大工工事業	(略)
一 (略) 二 (略)	一・二 (略) 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）若しくは同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）による技能検定（以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。）のうち検定職種を一級の建築大工とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築大工とするものに合格した後大工工事に <u>関し三年</u> 以上実務の経験を有する者 四・五 (略)	(略)	一 (略) 二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに合格した後左官工事に <u>関し一年</u> 以上実務の経験を有する者	一・二 (略) 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）若しくは同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）による技能検定（以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。）のうち検定職種を一級の建築大工とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築大工とするものに合格した後大工工事に <u>関し一年</u> 以上実務の経験を有する者 四・五 (略)	(略)

<p>石 工 事 業</p>	<p>と び ・ 土 工 工 事 業</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工とするものに合格した者若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工とするものに合格した後石工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとび若しくはとび工とするものに合格した後とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者、検定職種を二級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を二級のウエルポイント施工とするものに合格した後土工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>四・五 (略)</p>
<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の板金（選択科目を「建築板金作業」</p>	

<p>石 工 事 業</p>	<p>と び ・ 土 工 工 事 業</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工とするものに合格した者若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工とするものに合格した後石工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとび若しくはとび工とするものに合格した後とび工事に関し一年以上実務の経験を有する者、検定職種を二級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し一年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を二級のウエルポイント施工とするものに合格した後土工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>四・五 (略)</p>
<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の板金（選択科目を「建築板金作業」</p>	

<p>屋根工事業</p>	<p>とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した後屋根工事業に<u>三年</u>以上実務の経験を有する者</p>
<p>管工事業</p>	<p>（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号。以下「改正令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格した後配管工事業に<u>三年</u>以上実務の経験を有する者</p> <p>四（略）</p>

<p>屋根工事業</p>	<p>とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した後屋根工事業に<u>一年</u>以上実務の経験を有する者</p>
<p>管工事業</p>	<p>（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号。以下「改正令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格した後配管工事業に<u>一年</u>以上実務の経験を有する者</p> <p>四（略）</p>

<p>鋼構造物工事業</p>	<p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>
<p>一 一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の鉄筋組立てとするものに合格した者又は検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするものに合格した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に<u>関し三年以上</u>実務の経験を有する者</p>

<p>鋼構造物工事業</p>	<p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>
<p>一 一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の鉄筋組立てとするものに合格した者又は検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするものに合格した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に<u>関し一年以上</u>実務の経験を有する者</p>

<p>鉄筋工事業</p>	<p>科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検 定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を 「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後若し くは検定職種を二級の鉄筋組立てとするものに合 格した後鉄筋工事に<u>三年</u>以上実務の経験を有 する者（検定職種を一級の鉄筋施工とするもので あつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とする もの及び検定職種を一級の鉄筋施工とするもので あつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするもの に合格した者については、実務の経験は要しない 。）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 （略） 二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定 職種を一級の板金、工場板金、建築板金、打出し 板金若しくは板金工とするものに合格した者又は 検定職種を二級の板金、工場板金、建築板金、打 出し板金若しくは板金工とするものに合格した後 板金工事に<u>三年</u>以上実務の経験を有する者</p>	<p>ガラス工事業</p>
--------------	--	------------	---	---------------

<p>鉄筋工事業</p>	<p>科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検 定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を 「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後若し くは検定職種を二級の鉄筋組立てとするものに合 格した後鉄筋工事に<u>一年</u>以上実務の経験を有 する者（検定職種を一級の鉄筋施工とするもので あつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とする もの及び検定職種を一級の鉄筋施工とするもので あつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするもの に合格した者については、実務の経験は要しない 。）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 （略） 二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定 職種を一級の板金、工場板金、建築板金、打出し 板金若しくは板金工とするものに合格した者又は 検定職種を二級の板金、工場板金、建築板金、打 出し板金若しくは板金工とするものに合格した後 板金工事に<u>一年</u>以上実務の経験を有する者</p>	<p>ガラス工事業</p>
--------------	--	------------	---	---------------

	防水工事業	塗装工事業	
<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、塗装、表具若しくは表具工とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し<u>三年</u>以上実務の経験を有する者</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の塗装、土木塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の塗装、土木塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするものに合格した後塗装工事に関し<u>三年</u>以上実務の経験を有する者</p>	<p>三 (略)</p> <p>有する者</p>

	防水工事業	塗装工事業	
<p>一・二 (略)</p> <p>三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、塗装、表具若しくは表具工とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し<u>一年</u>以上実務の経験を有する者</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の塗装、土木塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の塗装、土木塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするものに合格した後塗装工事に関し<u>一年</u>以上実務の経験を有する者</p>	<p>三 (略)</p> <p>有する者</p>

	造園工事業	(略)	熱絶縁工事業	(略)	内装仕上工事業
一 (略)	一・二 (略) 三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検 定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検 定職種を二級の造園とするものに合格した後造園 工事に関し三年以上実務の経験を有する者	(略)	一 (略) 二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検 定職種を一級の熱絶縁施工とするものに合格した者 又は検定職種を二級の熱絶縁施工とするものに合 格した後熱絶縁工事に関し三年以上実務の経験を 有する者 三 (略)	(略)	又は検定職種を二級の畳製作、畳工、内装仕上げ 施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ 施工、表装、表具若しくは表具工とするものに合 格した後内装仕上工事に関し三年以上実務の経験 を有する者 四・五 (略)
二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定					

	造園工事業	(略)	熱絶縁工事業	(略)	内装仕上工事業
一 (略)	一・二 (略) 三 職業能力開発促進法による技能検定のうち検 定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検 定職種を二級の造園とするものに合格した後造園 工事に関し一年以上実務の経験を有する者	(略)	一 (略) 二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検 定職種を一級の熱絶縁施工とするものに合格した者 又は検定職種を二級の熱絶縁施工とするものに合 格した後熱絶縁工事に関し一年以上実務の経験を 有する者 三 (略)	(略)	又は検定職種を二級の畳製作、畳工、内装仕上げ 施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ 施工、表装、表具若しくは表具工とするものに合 格した後内装仕上工事に関し一年以上実務の経験 を有する者 四・五 (略)
二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定					

さく井工事業	建具工事業	(略)
<p>職種を一級のさく井とするものに合格した者又は 検定職種を二級のさく井とするものに合格した後 さく井工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定 職種を一級の木工（選択科目を「建具製作作業」 とするものに限る。以下同じ。）、建具製作、建 具工、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工 とするものに合格した者又は検定職種を二級の木 工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工若 しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工 事に関し三年以上実務の経験を有する者</p>	(略)
さく井工事業	建具工事業	(略)
<p>職種を一級のさく井とするものに合格した者又は 検定職種を二級のさく井とするものに合格した後 さく井工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定 職種を一級の木工（選択科目を「建具製作作業」 とするものに限る。以下同じ。）、建具製作、建 具工、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工 とするものに合格した者又は検定職種を二級の木 工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工若 しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工 事に関し一年以上実務の経験を有する者</p>	(略)